

福岡医発第 261号(地)

平成17年 5月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康



ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱について(訂正)

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施については、平成16年4月16日付福岡医発第123号(地)にてお知らせしておりますが、今般、実施要領に下記のとおり印刷誤りがありました旨、厚生労働省健康局結核感染症課予防接種係より福岡県保健福祉部を通じて別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

・「第3 対象者」の文面7行目

「対策検討会に認定された者」を「対策検討会の意見を聴いた厚生労働大臣に認定された者」に訂正。

・「第4 実施方法」第3項の文面3行目

「当該検討会が認定したとき」を「当該検討会の意見を聴いた厚生労働大臣が認定したとき」に訂正。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂





「公印省略」

17 健第 64 号
平成 17 年 4 月 7 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

ポリオワクチン 2 次感染対策事業実施要領について（訂正）及び
平成 17 年度予防接種健康被害救済給付額について

貴職におかれましては、日頃から保健福祉行政につきまして、多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添（写）のとおり厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会員への周知につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
平成17年3月31日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 予防接種担当者 様

厚生労働省健康局
結核感染症課予防接種係

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱について（訂正）

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知をもって実施のお願いをしているところですが、下記の通り印刷誤りがありましたので、訂正方よろしくお取り計らい願います。

記

・「第3 対象者」の文面7行目

「対策検討会に認定された者」を「対策検討会の意見を聴いた厚生労働大臣に認定された者」に訂正。

・「第4 実施方法」第3項の文面3行目

「当該検討会が認定したとき」を「当該検討会の意見を聴いた厚生労働大臣が認定したとき」に訂正。



ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱

第1 目 的

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）の定期予防接種によって経口生ポリオワクチン（以下「ポリオ生ワクチン」という。）の接種を受けた家族等に接触すること等により、極めて希ながらも、ポリオウイルスに2次感染した者に対して、当面の間、法に基づく予防接種に生ワクチンを使用せざるを得ない現状を踏まえ、法の健康被害救済制度の趣旨にかんがみ、医学的見地から調査を行い、救済事業を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 対 象 者

この事業の対象者は、次に掲げる事項を全て満たし、法第3条の規定により行われた定期予防接種のうち、ポリオ生ワクチンの予防接種を受けた者からワクチン株のポリオウイルスに2次感染（ただし、野生株のポリオによる発症者が最後に報告された年である昭和55年以降に感染したものに限り。以下「2次感染」という。）した者であって、当該2次感染により、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとして、第4の3に定めるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会に認定された者とする。

- 一 発症前おおむね半年以内に同居の家族、又は、濃厚に接触したと認められる親族がポリオ生ワクチンによる定期の予防接種を受けていること。
- 二 発症前35日以内にポリオ生ワクチンの予防接種を受けていないこと。
- 三 発症前35日以内に野生株によるポリオ患者が発生している地域への渡航歴がないこと。

第4 実施方法

- 1 この事業は、2次感染したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、その原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の申請をすることにより行うものとする。
- 2 前項の申請を受けた市町村の長は、申請に係る2次感染した者が、2次感染により疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとされる場合において、その疾病、障害又は死亡が当該2次感染によるものであるかを調査するために、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設け、当該事例について医学的な見地からの調査を行うものとする。
- 3 前項の調査を行った市町村は、申請書類並びに委員会により収集された資料及び調査報告をもとに厚生労働省へ判定の申出を行い、申出を受けた厚生労働省は、医学の専門家等により構成されるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、当該検討会が認定したときは、第5の規定に定めるところにより給付を行うものとする。